平新報

毎月10日發行
編輯兼發行印刷人 山野邊庄吉
磐城市岩出字向二八
發行所 平新報社
一部定價拾円送料四円

勸善懲惡 岩出
飯野八幡宮神前御祈禱神璽
念願成就
平新報社 山野邊眞立殿

◈本年は、舊正元旦は二月十九日、舊正元旦前に舊十二月十五日が節分(豆まき)同十六日が立春、舊お正月前に立春である、節分即ち寒が明けて春の立つ分岐點地下にもぐる、蛇虫も冬眠から覺めて來る、植物によるがタケノコの如きは寒中地下で芽を出して居る、伸びんとするもの先づ屈す、負けて勝つ、というが選擧とか裁判は昔、戰國時代相と同じく負けては駄目である、飽くまで勝たねばならぬ、これ現代のスポーツと同じであるすべてに脱皮して法の許す範圍で勝つ事だ

◈筆者は好んで敵をもうけると批判されるが斷じて筆者よりケンカを売つた事がない、売られたケンカは勝敗を度外視して、受けて立つ、即ち應戰する立前と信念である、岩出の土地の件でも彼等はサギにかけて横盗りせる事は事實が明々白々である、殊に邪等は公地即ち道路等を侵略し、交通も危險である、これは交通妨害であり、暴力行爲であり、法に向つて挑戰して居る現況である、彼等には公德心等はない、土地を廣くして増強した、何俵とれた等と自慢して居る、自ら慢じて一俵でも多く供出するなら、これ篤農家であるが彼等はそうでない、他人にはより多くの供出を強要し自らは一町歩以上も耕作して只の二俵しか供出せず、而して所謂ヤミでいな天のヒルマトラツクで運び警察につかまつた、おまけにそれを○○がサしたと誤解して○○未遂、傷害する暴力を加えた、實に恐るべき惡質の限りをつくして居る區長の職を乱用して筆者の管理する、平市西村屋の山林、樹ち木を安く伐材して不當の利をムサボッタ、この件は西村屋もバカにされたのだろうが實にスヂの通らぬ事ばかりやつて居る、正邪の別はハッキリして居る、他人の個人所有物を平氣で盗る性格だから、公地を侵略するが如き、どこからも抗議がないと考えて暴力を敢行する、筆者は彼等に反省の餘地なしと私考し社会公益のためと、自己の權利を得んため法の保護をうくべく愈々裁判をうける外、術なしと決心せざるを得ない、前にも報じた如く人を刑事々件で告訴、告發するという事は余程の決意であらねばならぬ、然し、世を明るくせんためにはイバラの道を切り拓らかねばならぬ、この點大字岩出人殊に青年層、住吉他部落の人々が筆者の善處に共鳴と協力を誓つてくれて居るから安心感がある、事勿れ主義の輩ら、頭をなぐられても、暴力を加えられても默つて居るのか、蔭口はやめなさい、勸善懲惡は眞立、探筆の立前である。

◈勸善、即ち善い事を勸める、記事は本紙上に隨分割愛して報道した、顯正に努力した、それを認めずして平新報は悪る口新聞とは、一寸筆者の納得し得ぬ事である、それは公益的に批判された邪道どもの泣き事と思う!。

◈今回の平田四郎から眞立が暴力を加えられ、惡口バリされた事件については内心手を叩いてホクソ笑んで居つた人々があつたと人心を判察した、老いたる(肉体的)眞立に義憤の言葉をよせてくれた人は何人もなかつた、眞立はそれで良いのだ、彼平田四郎や便乗議員(グループ)どもが新聞人たる眞立を敵に廻すクソ度胸は筆者は買つてやるのである、彼らには地位と○があるであろう、○と權力では人の心を制服出來ぬ事を斷つておく、今や封建時代ではない、いつまでも戰國時代相の夢を見て居ると彼等は自らの首を締める時が來る事を豫言して置く、どうも眞立は豫言者でないがこの頃當るようである、易者も研討したが、易そのものは誠實がなければならぬ心の眞、善、美がなければならぬ、私慾があつては當らぬ、筆者はカメラは不得手だがあのカメラの如きは偽はれぬ實体である、幽靈(ゆうれい)等あるべきでないが、心理的寫眞から眼底網膜にこばりついて、これが自らの心に寫つて居る、即ち眞を寫す、寫眞である笑つた時は笑つた様に、泣き面は泣き面、これがカメラである。

二大政黨にコダワルな

人なくして政治なし 人物本位で進め

◈二大政党にコだはるべからず、保守、革新、心ずしもその名の如くにあらず、人なくして政治がない、但し組織は強い、人物本位で進め、選べ、殊に當地方は勞資協調が先決であり、農民はレイサイな資本家であり、重労働者であり、これ事實なんである。

◈誰人も戸締りなくして、夜、ネるものありや、日本國も然りで防衛は十二分やつて欲しい、昔しの國民皆兵等徴兵制度は眞平御免である、若い青年が希望して防衛の職場につくのは良いではないか、而してそれが生活の安定を得ればなお更結構な事と思う、どうです○○君ら自家の戸締りをせず、就寝するかネ、各個人は戸締りして國家が外敵を防ぐ設備をせぬという事はこれを矛盾というのである

◈いつの選擧でも違反者は出る、それも形式違反は恕すべきだが、買收饗應は昔から怪しからぬ規則になつて居る、所が百円や其處ら違反は摘發されて、何拾万という、選擧ブローカーは刑網にかゝらぬ、これを呑舟の魚は逃がすというのである、この事實が船で商売する、小名濱の選擧にあつたのだから、公明選擧の事は東西屋(チンドン)の囃(ハヤシ)だから、選擧民が自覺せねば、いつになつても明るい政治等は望まれない、この意味で筆者は一麥西丸一翁と組んで、選擧粛(しゆく)正運動を展開して居るのである、先づ大小名濱市の天地を明るくするには、大人の有權者の昇華運動である、勿論思春期の昇華運動も馬鹿には出來ない売春法もこの四月から實施されるが、要は規則でなく精神的淨化である。

◈常炭の木山さんに「眞立が近いうち上京するからその折大越社長を訪問する」と申したら「そんな格構では面会謝絶されたら山野邊さんは又怒るだろう」と、眞立は應答した「スヂの通つた事なら頭をなぐられても怒らぬ」現に角自己反省をして見た、眞立はエチケツトなき服装をして居るのか、馬子も衣裳柄というから身なりを整ひたい、然し拾年前倉庫破られてタンス六サオ七十七點の衣類を盗まれて今なお、求め得ない眞立は割り切つたボロでなけりやそれで良い、身成りを飾るより、心のミガキ精神の美だ、人世、人生、何が美しいかと即ち愛と答える、夫婦、親子、兄弟、友の交り、すべてが眞の愛なくしては永續きはせぬ、俗に言う、ホれるればアバタもエクボに見える、至言なるかなこれ眞理(マコトノミチ)である。

◈服裝であるが終戦して早や拾有余年、女性の髮がパーマとか、トンビの巣の様に自然に背いて居る、洋服を着用して下駄バキがある若し男性が靴(クツ)をはいて、紋付袴の紳士、斷髮令の出たのは、明治初年だが今以つて角力さんはチョンマゲは公然ゆるされて居る帶刀は俳優が時代劇の折は無禮御免らしい、裃(カミシモ)帶刀も御祭りの際は御かまいなし、そろそろ女裝男子、男裝女子が見える相だ。

動中靜観

◈最近佐藤知事は選擧のシコリをなくしたいとか御つしやつて居るが、左もあるべきで……だが小名濱の市長選のシコリはどんな博士の名醫でも手術は不可能であろう、これは精神的のシコリで精神の解剖した醫博はない筈、井上円了故博士でも存命ならどうか、人工衛星も現れて來る今日、物理、化學、あらゆる角度から進歩し行き宇宙は誰れのものか等との人類の權利の爭ひとなるが、これは結論として太陽様のサバキをうける、現に角太陽は有難い光は東方より、電力の時代となり、水より火(水力電氣)但し、いくら消防手でも電氣は水をもつて消し得ない、此處に天地自然の現象があるんである。

◈新戸部稲造故博士の「一日一言」今更ながら人生、人世刻一刻と、時計のキザミの如く時がサバクか?。

◈要は人なくして宇宙もない、政治もない、世界万民人類、共通の人生は生きる事だ、肉体的には限りがある 精神的に長命する事だ佛陀、キリスト、孔子、二宮貸德今日なお生きて居る

◈然し、石川五右衛門の如く邪道で生きる事はやめなさい、肉体も遺傳するが精神の遺傳は優生學から割り出して肉体以上である事は現實に物語つて居り、結婚即ち縁組も最近精神の方を主とする傾向になつて居る

◈人生悲劇ほど長しいものはない、それは性病や、モヒ、アルコールの毒から來るものあらんも要は昇華運動である。

◈愈々來る四月から売春法が實施される代議士様がこの立法のためヒッカかつた

◈後のカラス先になるという事が現實に平市に現われて居る、安藤信正公の銅像再建と、鈴木辰三郎の銅像である、曲りなりにも辰おんちやんの銅像は市民の總意を裏切つて、一足先に平安橋北入口に立つ。

◈靜岡縣興津町農業協同組合から出した、箱みかんは箱入れが半分以上腐敗して居つた、これは、平市○町○○から買つた、ミカンだが常識として開けてみて買うワケに行かず、買ひ損となるのか、幸い自家での食物だつたが、贈呈品だつたらどんな事になる。

爲故諸橋綾子嬢菩提 參拾万円寄進

平市五丁目釜屋商店、会計さん諸橋元三郎氏長女故綾子さんは昨年十二月二十九日午前六時永眠されて、一月十六日、平九品寺にて佛式により葬送されたが、その日は雨はやんだが、寒風強きにもかかはらず、会葬者約三千盛儀であつた、弔電等も多數、弔辭は二八会代表鯨岡多久氏、故綾子さん學友代表、入江友子さん殊に綾子さんとの婚約者の父、船橋市坂家清氏から追悼弔信の披露は眞實を物語つて居る。なお施主父の元三郎氏は故娘の菩提のため左の如く計三十万円寄進。

爲故諸橋綾子菩提
第三小學校　五万円
九品寺　五万円
五丁目區内会　五万円
磐城女子高等　五万円
福島縣盲肢濟護院　五万円
平市福祉事務所　五万円
計　三十万円

綾子殿を弔う
寒風に落ちし
花かな甲斐もなく。
清らかに天に嫁し

志や雪匂う
庭石　敬(諸橋敬一郎)

春の夜の闇はあやなし
梅散りぬ
東京都杉並區万南町三二一
磐城學生寮長　小宅銈二郎

弔辭書信

註　綾子孃の婚約者の父

謹啓　前界御赦し願ます。

偖て此の度綾子様御他界のお知らせを頂き余りの突然な訃報に殆んと信じられぬ程の驚きに、忠雄は勿論のこと、私達一家一同唯々ぼう然自失、しばし語るに言葉なく、打ち沈む心に涙さへ忘れるほどの強いショックを享けました。

實は綾子様のその後の御容態の御經過につきまして、貴殿から詳しい御報告を頂き一同心やすまる思いで喜んでおりましたにも拘はらず、このたびの思いがけぬ悲報には唯愕然とする以外何にものもないのであります。しかして、この手紙を認め乍らも未だに信じ切れぬ心で頭の中は混乱に打ちひしがれている私達一家の心中を何卒お察し願いとう存じます。更には私達以上に諸橋様御一家の御歎きはいかばかりか、私達の衷情に引き比べて、皆様の御胸中のほど重々御推察申し上ぐることが出來るのであります。さぞかし皆様方には御愁傷のことで御座いましよう。

今更愚痴を洩らしても追いつかぬ話では御座いますが忠雄の悲嘆と失望落膽は想像の外で、貴殿からの悲報を頂いてからと云うもの、食事さへ余り口にせず、只今では、これが最後となりました綾子様からの、これから營まれる新家庭へのプランを、こまごまと認められた手紙と、それと一緒に添られた御寫眞とを佛間に供へ、涙とともに、ひたすら御冥福をお祈りする、後ろ姿を觀るにつけましても親として堪え切れぬ胸の疼づきを感ずるのであります

忠雄と綾子様が倶に近く行はれようとする、輿入れの日を夢に描きながら、二人仲睦まじと、銀座などを散歩したり、三越などへ買物に行かれたあの頃の好もしくも、さも樂しそうな情景が、今もつてまぶたの底に深く刻まれるだけに、親として、一層哀愁切々たるものがあるのであります。

太陽のように明るく朗かで、近代女性として最も新らしい感覺を身につけれた綾子様が、如何に紳の惡戯とは申せ、余りにも皮肉な運命に弄ばされ、御他界遊ばされたことが、どうしても現實の社会に有り得るものとは、考えられぬのです又しても及ばぬ繰言を中上げまして洵に申しわけありません。

申し上げたいことは皆き果てぬほど澤山御座いますが、何れ小生病氣の快癒をまつて御拜眉の上親しく御悔の言葉を述べさせて頂きたいと思います。

願くば、綾子様の御靈の安らかに眠りにつかれますことを一家一同深く心に念じ上げまして、極はめて粗簡では御座いますが、取り敢えず御弔意に替えたいと思います。

一月六日　敬具
船橋市　坂家清
山田盤歴様

(註)今後婚期を控えている先方の迷惑を考慮し氏名はすべて仮名した。

知人消息

◎織田豊太郎氏、平市南町齒科醫の氏は過般より不快にて自宅にて靜養中。

◎小野國次郎氏(平市長橋町)罹病自宅にて靜養中

◎白土喜伯氏(平市田町、平藝妓屋組合長)同上

◎井上貞治郎氏　平市五丁目平消防署長の氏は過般罹病自宅にて靜養中であるが快方に向ひつつある

◎野崎貞行氏　小名濱古港醉屋、磐城市議会議員の氏は過般より罹病、白鳥喜樂屋にて湯治中であつたが、目下自宅で靜養中

◎山崎一郎氏(仙台高等裁判所長官)磐高第十五回卒業の氏は五日、管内の初巡視に來平、五日は、湯本松柏館にて裁判所關係歡迎会に臨み、六日は自由人となつて平で磐中同期生の永山勇吉、阿部唯次郎、江尻功造、吉田憲英諸君の發意で、二八会(十六回)十四回からまりの學友の歡迎懇親会に臨んだ管である、氏は故山崎吉平氏の長子で今は平市谷川瀬出身、錦を故郷に飾つた氏として感無量なるものがあつたろう。

武藤武雄氏を公認

社会黨県連執行委

総選擧の公認候補を決める社会黨県連執行委員会は去月二十五日夜郡山市で行われ二區、野口忠夫氏（縣教組）三區は武藤武雄氏（常磐炭礦）を公認することに決定、廿六日午前二時半ころ散会した。

當日は田畑会長はじめ執行委員十九名が出席、山田選對委員長から新人候補は二區牛江光喜、野口忠夫の兩氏、三區は武藤武雄氏にしぼつた旨の經過報告があつたのち審議に入つたが、二區の公認をめぐつて議論が白熱したが結局、投票の結果、野口忠夫氏の公認が決つた。

また三區は問題なく武藤武雄氏を公認と決め來るべき總選擧の必勝を期することになつた。

なお黨本部は縣連の決定を尊重する意向なので野口、武藤兩氏の本部公認は確定的とみられる。

（寫眞は武藤武雄氏）

心願成就　平新報續刊

飯野八幡神社廣前御祈禱神璽

破邪顯正

小名浜市岩出　山野邊眞立　献

批判と讃援

平新報発行人
眞立　山野邊庄吉

君は嘗て小名濱校時代數年間子弟の關係があり、其の後數十年に亘り交をして居つたので、其の人となりの全貌を知つて居るが、性きわめて淡白徒らに利を求めず農務の餘暇、平新報を經營し正義をモットーとし、其の間幾多の毀譽褒貶に遭遇するも毫も屈することなく筆を走らしために、往々にして世の誤解を招くこともあるも、元來利の爲めにせるものに非らず其の根底は邪を退け正しきを顯さんとの意に外ならず、茲に其の人となりを記して世の誤解を解く。

昭和三十三年一月二十日

元平第一小學校長、正六位勳六等、　篠山　廉　㊞

平市舊城跡　野崎滿藏　㊞

平市二町目一〇　關内正一　㊞

磐城市体育協会誕生

会長に志賀要平氏

磐城市体育協会は昨年末誕生、それが会長に志賀要平氏推され、それが席に就いた、該会の指導に當る役員左記（寫眞は志賀要平氏）

会長　志賀要平、副会長　小林重三（泉）仝　峰松宏多（水素）理事長　鈴木一平（島、住吉郵便局長）常任理事　齋藤清（水素の文体部）〃　山形登（泉スポーツ会）〃　坂本三吉（江名体育）〃　宮下武（自轉車業、松の中劍友会）〃　小野武雄（花畑、カツラ旅館、野球）外に理事拾名、会計一名、会計監査二名、幹事二名、あるも畧記。

平市長　諸橋久太郎　㊞

氏は私財を投じて永く平新報を發行し常に磐中同窓会員の動靜を明かにし恰も磐中同窓会報の感あり、從つてこの方面に盡されたる氏の功績に對して非常に敬意を表しております。

磐城高等學校同窓会顧問　大橋秀冬　㊞

前縣立磐城高等學校同窓会長　野崎喜八郎　㊞

磐高同窓会長　山崎忠兵衛　㊞

元湯本町会議長　若松修一　㊞

元小名濱町長

小名濱信用金庫理事長　志賀要平　㊞

山崎一郎君と磐中同級生　阿部唯次郎　㊞

表紙祈禱御札にある通り破邪顯正を志し共に皆く事の樂しみをなしつつある近來稀に見る人柄なり

（寫眞は野崎理夫氏）

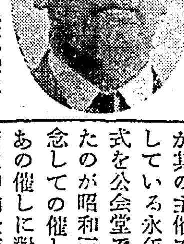

よつて時に話を拜聴す。

常磐交通自動車株式会社　野崎理夫　㊞

元代議士

磐城市觀光協会長　齋藤晃　㊞

平市商工、水產、觀光課長　鯨岡多久　㊞

磐城高等學校長　橋本憲司　㊞

仝　教頭　中柴光泰　㊞

福島縣磐城市泉一三七　佐々木三郎　㊞

福島縣常磐市湯本温泉　國鐵推薦　温泉旅館、山形屋（電話常磐四・四四四番）　鈴木康平　㊞

元小名濱町長　高木保　㊞

破邪顯正に生きぬく

山野邊庄吉君

山野邊君と僕との交友關係は既に三十有餘年を越している、それだけに僕としては君の全人格を誰れよりも知悉している。つもりである、君の經營する平新報社が其の主催で平商店に勤務している永年勤續者の表彰式を公会堂で盛大に擧行したのが昭和三年御大典を記念しての催しであつたが、あの催しに對しては、各商店は勿論全市民から擧げて非常な絶讃と歡迎をうけたものである。之れなどは正しく君の人格の反映であると云える、當時君は、その眞面目を買われて、色々な会の役員を引きうけていた僕の知つて居るだけでも、元磐中校同窓会、磐城劍道会、磐城柔道会、有段者会磐城弓道会、等の各常任幹事を勤めていた事を記憶している、君の性來の正義觀がドライな病的感覺をもつた近代人からは一つの奇形的存在として河の向う岸へ追いやられる傾向にあるが君のモットーとしている破邪顯正の旗印は君の全貌を忌憚なく象徴している、然しなか／＼に複雜な性格の持ち主だけに、世人の誤解を招くことの多いのは誠に氣の毒と云うべきであろう

諸橋合名会社　社員　山田盤麿　㊞

福島縣共済農業協同組合連合会理事、玉川農業協同組合長　駒木根忠三　㊞

平市仲町大和田印刷所社長　大和田與兵衛　㊞

前磐城市議会議員
私立小名濱幼稚園長　鈴木イセ　㊞

福島縣常磐市大字湯本字辰ノ口一番地
常磐炭礦株式会社
磐城礦業所
前磐高PTA会長
常磐炭礦總務部長、取締役　木山茂彦　㊞

磐高のプライド

吾が磐高に誇る記念品に左の二點があり、校長室に飾られて居る、第三回卒業生山崎與三郎氏ら母校訪問の記念の筆、今一つは男子天冠埴輪（ハニワ）坐像である

磐中第三回同級会母校訪問記念、昭和三十一年六月十六日。

感無量簡壽平心壽始金懷校、山崎與三郎、藤井暢哉、半谷廣男、阿部友醒、牧原修雄、渡邊貴一、清水康政、大和田省吾、

・・・・男子天冠埴輪（ハニワ）坐像・

この埴輪は本校史學研究クラブ員が昭和二十三年十二月より同二十四年三月まで前後五回にわたる石城郡高久村大字神谷作（第一〇一號墳）發掘作業の際出土したものである。明大教授後藤守一氏縣社会教育課主事梅宮茂氏が親しく指導に當られた。當時全容を推知出來ない程別々に出土したが何分にも逸品なので二十六年十月國立博物館の展覧会にその上体部のみ出品された爾來文部技官松原正業氏の許で復元作業が續けられ去る六月完成をみた、かくの如き僻遠の地にかように壯重端麗な容姿を具えた埴輪は類例極めて少く本邦考古學上重要な價値を占めるものである。

製作年代推定7C～8C
坐像高さ　53Cm
全長　九十一Cm
冠より頸まで二十六Cm
額巾　一〇Cm

一九五三　磐高史學研究クラブ

駒忠裁判第三回証人尋問

三月十二日但し午前拾時から

（既報）昭和三十一年（ワ）第百四十二號損害賠償事件（磐城市工業土地二重売り）第二回口頭辯論は去月二十九日午後二時より平一號法廷で梶村裁判長、早坂、阿部、三判事即ち合議裁判が行われ、原告側の申請せる三代川清造氏（専売公社小名濱工場長）伊藤次裕氏（小名濱、甚太郎東）の兩氏の證人尋問が行われたが、次回は（第三回目）又も原告側の申請せる證人吉村甚吉氏（専売公社塩脳部塩技術課長）と鈴木直氏（東京都在住、島の鈴木一男氏實弟）の兩人の證人尋問が三月十二日（水曜日）午前拾時から開かれる。

窒素やり過が原因

水稲の“倒伏”にメス

これは宮城県の事だが
當地方にも該當する

宮城縣では二十万石の減収を招いた水稲の倒伏について、縣農業試驗場を總動員して理論的な解明を進めていたが、このほどその結果がまとまつた。それによると氣象條件と並んで、ここ一、二年目立つてきた窒素肥料の大量投入が大きな原因となつている。

縣農試の調査によると二年連續の豊作で農家の間に（多肥多窒素）栽培の傾向が強まり、これで稲が軟弱に育つたところに七月上旬から八月中旬にかけて①高温②日照不足③高低の差が少ない氣温などの氣象條件が重なつて稲の節間を異常に伸長させ、これが八—九月の風雨で廣範圍に倒伏したもの。

このほか早植えした田や田植直後に冠水したところでも倒伏がはげしかつたが、原因はやはり窒素肥料の過剰投入によることが明らかになつた。

なお稲の品種による差はみられず、窒素肥料でもとくに石炭窒素にもつとも倒伏が多かつた。

廣範に施肥改善運動

宮城縣では「この失敗を今年も繰返さぬよう」警告すると共に、全縣的な施肥改善運動を展開する。

先ず二十一日から三十一日までの十一日間、縣下六ヵ所で二班に分けて稲作技術研修会を開き、農業改良普及員全員二百四十名を再教育するが、これが終り次第、改良普及員は縣下約四千の部落で一齊に座談会を開き、土壌に應じた肥料管理を指導する。

佐藤三平氏　内郷市小島の氏は一月二十四日永眠同二十七日内郷市消防葬で行われた、行年六十六才

柳井竹次郎翁　磐城市金成（磐城共済組合長、玉川農協理事、柳内五郎氏の父）の翁は一月二十六日夕永眠同二十九日葬送された、行年八十一才

山野邊トク媼　磐城市岩出字前田（山野邊大藏氏の母）一月三十日午後三時永眠二月一日葬送さる、行年七十八才

川　柳

農村に範を垂れ穗の岩出米
豊年の譽取り上げて普通作
玉川茂磐城市となり増す光り
正直は生れた儘の身の寶
生活改善御示範は岩出字

下船尾　天恩舎金流

【響反】音信交換

昭和三十三年一月九日
小野義一様

拜啓　前畧御免下さい、昨年來◎ちやんとの告訴ごつこは行く處へ行きました、完全に小生の負けでしようが……小生は負けて勝つ、〇〇の食管法違反云々は小生操筆上一生の誤り？◎ちやんは筆者を誣告の罪とかで訴へるとか梶村清先輩の傳言だが、それもよかろう要は畏兄様に仲裁を御任せしたのだつたが私の豫想通り駄目でしたね……敢て法の裁きをうけ小生の心境を申し上げて從來の御配慮を深く感謝します右御禮まで追伸、問題は小生は◎ちやんから（全グループ）署名をせぬが◎ちやんが告訴をさせた事は事實で彼等から告訴されたので喧嘩は法的に売られたから買つた事はその間の情狀御察内の畏兄様は御納得し得らるる、事と存じます。拾年前以來私ら一家を苦しめた彼等兄弟は反省もせず、尚ほあきたらず不純不當の言動を批判報導された事で小生を〇人とし、〇を與えんとする、彼等兄弟グループの心事は小生一家は孫子の代まで忘れぬでしよう、更に角◎ちやんの新聞人を敵とするクソ度胸には寒心する　呵々

× × ×

平市仲間町六二
梶村清様

拜啓　昨朝は突然參上失禮致しました。×××君が小生をブ告の罪とかで告訴する、とのお話しですが、條文には……目的を以て虚僞の申告をなしたるものと、して謳つて居る、小生は絶對に虚僞の申告はして居らぬ、その間の情狀御理解ある畏兄様に念のため申し上げておきます、要は告訴ゴッコでは完全に負けるでしよう、然し筆者は負けて勝つ自信がある、食管法云々の記事には小生操筆の誤り？、警察その他を内査してある程度までの立證致す心算である、むしろ證人どもが僞證されたではないか？××君が前以つて不起訴となつた事を知つたとすれば日時のズレがある、〇〇がモラシタとすれば考えざるを得ない。

追伸▲▲▲君が不起訴になつたという事を知つたのは〇〇〇に出頭したときだと、これはおかしなものである、平新報は十二月號は休刊して〇〇〇へ進呈したのは十一月號で多分その月の拾日前であろう、不起訴の通達をうけたのは、昨年十二月末の二十七日最終（官廳勤務）附である××××が不起訴を内定して被告訴人にそれを明言したとしか考えられぬ、要は結果論で畏兄様の御見解はすべてに御當ですが、私は〇罪などとは考えて居らぬ、目下の心境である、……から予定通り公開法廷で辯明する外術なしと決心した、彼××が不起訴！になつた、事を幸いともせず誣告でと出るなら反撃の筆は倍加する三仲間題は×××は片手落ちの取調べをして居る、私の原告證人申請した、西丸猛、志賀要平、小野義一西安雄織内精一氏、證人に追申した（口頭で）時の磐城警察署長、時の住吉巡査、内山平氏らを呼んで取調べて居らぬらしい、どうも判事と異り、〇事は忌避出來ぬ、原則だからこまる、……でこれは檢察審議会へ辯護士の助力とともに訴える外術あるまい、（以下次號）